

ベースアップ評価料について

当院では 2024 年 6 月からの診療報酬改定に基づき、医療従事者の処遇改善を目的とした『ベースアップ評価料』を算定しております。

本加算は、医療従事者の賃金改善に充てられるものであり、これにより患者様の自己負担が生じる場合がございます。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は電子的診療情報連携体制整備加算の算定に伴い、下記の整備を行っております。

- ☑電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
- ☑算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
- ☑健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
- ☑医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
- ☑医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
- ☑明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
- ☑明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている

質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めてまいります。

物価対応料について

当院では、昨今の物価高騰を踏まえ、医療スタッフの処遇改善および質の高い医療を継続的に提供するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

これに伴い、初診時および再診時にそれぞれ 2 点が診療費に加算されます。

患者様の自己負担額は、10 円～20 円ほど増える可能性がございます。

明細書発行体制加算について

《明細書の発行について》

当院では算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さまに無料で交付しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

外来感染対策向上加算について

当院は院内感染防止対策として、必要に応じて
下記のような取り組みを行っております。

- ☑感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します
- ☑院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施します
- ☑感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします。
- ☑抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします
- ☑標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます
- ☑感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます

感染防止対策を医院全体として取り組み、患者様・職員・その他医院関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。